

## 4月からの小児科の診療体制について

平成29年4月1日より小児科外来診療は原則として下記の通り変更されますのでご了承願います。

1. 午前：一般外来

(対象) 発熱・咳・鼻水・胃腸症状・湿疹 その他一般的な小児疾患で  
前日などから症状が出てきた方

(予約制ではありません。来られた方から診察します)

2. 午後：専門外来

(対象) 各種慢性疾患の患者さん

「専門外来」(アレルギー、循環器、神経、発達、健診、予防接種など)

(予約制です)

3. 午後急な発熱など具合が悪くなられた方は夕方17時30分以降の「時間外」診療を受けてください。その場合は必ず事前に電話連絡をして下さい。

「専門外来」の時間帯に来院されても専門外来の予約患者さんを優先して診療しますので、お待たせすることになります。

4. その他：救急車で来院された緊急度の高い患者さんは「専門外来」の時間帯であっても優先して診療します。(専門外来受診の方はお待たせしますが、ご了解ください。)